

東京都食品安全推進計画（案）に対する御意見の募集結果

1 意見募集の概要

（１）周知方法

福祉保健局ウェブサイトにて募集要領を掲載
広報東京都 1月号における告知
メールマガジンでの周知

（２）募集期間

平成 21 年 12 月 25 日（金）～平成 22 年 1 月 15 日（金）までの 22 日間

（３）意見提出先及び提出方法

福祉保健局健康安全部食品監視課にファクシミリ、Eメール、郵送で送付されたものを
受付

2 集計結果

（１）意見提出者 7 名

【提出主体の内訳】

提出主体	都民	消費者 団体等	事業者	合計
件数	4	3	0	7

（２）意見総数 27 件 （詳細は別紙）

【意見の内容】

- ・ 計画全般に関するもの 4 件
- ・ 戦略的プランに関するもの 16 件
- ・ 基本施策に関するもの 2 件
- ・ その他 5 件

東京都食品安全推進計画（案）に対する意見と東京都の考え方

	分類	パブリックコメント概要	都の考え方
1	計画面全般	改定案は現計画より具体的になり、戦略的プランもはっきりして良くなったが、まだまだ難しい学術・行政用語が多く、都民にはなじみにくいもの、理解しにくいものになっている。もっとわかりやすい、実行しやすいものにしてほしい。	本計画面で使用した学術・行政用語について御理解いただけるよう資料編に用語説明を掲載しています。
2	計画面全般	計画の中で、消費者のやるべきことが不足している。消費者向けのをまとめて別項にして知らせる方が実行しやすい。	食品安全推進計画は、食品の安全の確保に関し、都が実施する施策の方向性や重点事項を定めています。これらの施策を実施するには、都民の皆様へ御協力いただけるよう事業を展開してまいります。
3	計画面全般	新たな課題に対応した施策の方向性と戦略的プランの設定を評価する。 また、計画面は重点が明確に位置づけられ、図表等によって計画内容について理解を進めることが出来る。また、戦略的プラン毎にアクションプランが明示され、計画を着実に推進・執行する積極性が伺える。計画の着実な推進を図ってほしい。	御意見のとおり、計画の着実な推進を図ってまいります。
4	計画面全般	年度ごとの進捗状況について、都民にもわかりやすく伝え、食品安全審議会での報告・審議に都民の声が活かされるよう工夫をしてほしい。新たな課題に対応できるよう、施策やプランの見直しを柔軟に進めてほしい。	御意見のとおり、進捗状況については都民の皆様へわかりやすい形で審議会へ報告するとともに、計画の中間年度に公表する予定です。 また、計画期間において見直しが必要となった場合には、食品安全条例の規定に基づき食品安全審議会に諮問するなど、社会情勢に柔軟に対応することとしています。
5	戦略的プラン1	戦略的プラン1「GAPと生産情報提供食品事業者登録制度の推進」について、農産物の生産工程を管理し、安全確保を図るGAPを普及させることに賛同する。ただし、農水省も国版のGAPをすすめており、それとの整合を図りつつ促進していく必要がある。また、都内に流通する農産物生産県との情報交流をすすめ、GAP制度の充実を図ることも重要である。 生産情報提供食品事業者登録制度についても、都内流通食品の生産県における制度を把握して連携をすすめることが求められる。	戦略的プラン1に記載したGAPの推進については、東京版GAPだけでなく、農林水産省など他の機関が推奨するGAPも含め、広くとらえています。 また、生産情報提供食品事業者登録制度についても、他自治体と制度の連携を進め、制度を推進していきます。

	分類	パブリックコメント概要	都の考え方
6	戦略的 プラン2	<p>戦略的プラン2「事業者が取り組む自主的な衛生・品質管理の推進」について、食品衛生自主管理認証制度は、ほとんど普及していない実態にあり、都民の多くも制度の存在すら知らないと思われる。計画案が事業者・都民への周知・普及をすすめることに重点を置いていることは、このような現状を改善するものとして歓迎する。</p> <p>さらに普及をすすめるため、認証を取得している事業者をサイト上で公開することや、零細事業者に対する認証費用の助成なども導入すべきである。</p>	<p>認証取得施設については、福祉保健局ホームページ「食品衛生の窓」の認証施設検索ページで公開しています。URLは、 http://www.taims.metro.tokyo.jp/eisei/foodninchodb.nsf です。</p> <p>また、認証を取得した事業者の方が利用できる制度として、東京都中小企業向け融資制度があります。</p>
7	戦略的 プラン3	<p>戦略的プラン3「緊急時における危機管理体制の整備」について、積極的に展開してほしい。</p> <p>しかし、これらの施策・事業が行政機関の内部の対応にとどまっていることは、いささか狭い対応である。危機に関する情報は行政のみならず事業者にも寄せられ、その初動における情報発信・処理が決定的に重要であり、行政と事業者の連携を欠くことができない。事業者との連絡協議の制度化、事業者に対する講習会、事業者と行政とが一体となった訓練などを実施することが求められる。事業の実施に際しては、この点に配慮されたい。</p>	<p>都が定める衛生管理の基準により、事業者は自らが製造・輸入・加工又は調理した食品等について、消費者の健康被害の情報を受けた場合には、速やかに行政に情報を提供しなければならないことが定められており、行政が初動調査に対応できる仕組みとなっています。</p> <p>また、戦略的プラン2において開催するセミナーでは、健康被害情報への対応も含めた事業者の危機管理についても講習の内容とする予定です。</p>
8	戦略的 プラン3	<p>戦略的プラン3では、被害の発生時の体制整備について提案されているが、危機管理を平常時・被災時・修復時といった3つの状況下で捉え、その視点をもって総合的な施策を講じることが必要と考える。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
9	戦略的 プラン4	<p>戦略的プラン4「食品安全に関する情報収集と評価」について、積極的な情報収集と評価に取り組み、輸入食品に焦点を当てた調査を進められることは、時宜を得た施策として歓迎する。さらに得られた情報を基に、事業者や消費者等への情報提供、予防のために取られる施策が大切である。</p> <p>健康影響の防止のために、予防的な措置を取ることを計画にうたうとともに、健康影響のおそれがあるときに事業者が自主的に市場への流出中止するよう、指導を強化されることを要望する。</p>	<p>戦略的プラン4は、食品の安全に関する様々な情報を収集・分析して科学的知見に基づいて評価し、その結果を施策に反映することにより健康への悪影響を未然に防止することを目的としており、その旨を計画案にも記載しています。</p> <p>また、食品安全条例では、事業者が食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれに基づき、自主回収に着手した場合に、都への報告を義務付ける自主回収報告制度を設けています。</p>

	分類	パブリックコメント概要	都の考え方
10	戦略的 プラン4 プラン5	<p>食品安全に関する情報収集と評価は、東京都食品安全条例が掲げる施策の特徴のひとつであり、この条項を生かして、都民が不安を抱く食品等について、幅広く食品安全情報の収集・評価を行っていただきたい。一例として健康食品の健康被害について、物質そのものの安全性だけでなく、使用法(複数の物質の併用を含む)に関する安全性などについても評価すべき。</p>	<p>東京都食品安全情報評価委員会に健康食品による健康被害事例専門委員会を設置し、健康食品が原因と疑われる健康被害事例について検討しています。</p>
11	戦略的 プラン5	<p>戦略的プラン5「健康食品」による健康被害の防止」や、戦略的プラン8「食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進」において、消費者庁に設置された「健康食品の表示に関する検討会」での論議内容および、検討結果を施策に活かしてほしい。</p>	<p>制度改正等に適切に対応し、各施策を着実に実施してまいります。</p>
12	戦略的 プラン6	<p>戦略的プラン6「輸入食品の安全確保対策の充実」について、都の役割は、監視・指導および業者の自主管理推進支援にとどまっている。</p> <p>また、プランの前提になる東京都食品安全条例の罰則規定も、罰金刑限りである。監視や指導にとどまることなく、入検や業者の摘発・偽装食品の処分や返送といった項目もあるべき。あわせて条例の罰則もより厳しい規定への改正が望まれる。</p>	<p>輸入食品に対する監視指導や検査において、食品衛生法違反を発見した際には、法に基づき廃棄処分、危害除去命令等の行政処分を行っています。</p> <p>食品安全条例の罰則については、他法令等の罰則の内容を勘案し規定しています。</p>
13	戦略的 プラン6	<p>都は輸入食品等の規制について国の施策を補完し、進んだ実例を示すことが期待される。国が検査をできていない、あるいは十分にできていない、例えば輸入牛肉のBSE検査(食肉への脳脊髄組織の付着の有無の検査)、重金属その他の汚染物質の検査など、輸入検査の強化を要望する。</p>	<p>輸入食品の安全確保は、国における水際の検疫が基本であり、都は、通関後、都内に流通する食品について監視や検査を行っています。新しい計画では、これらの監視指導に加え、輸入事業者による自主管理の取組を支援し、輸入食品の安全確保を図っていくこととしています。</p> <p>BSE発生国から輸入される牛肉については、輸出国政府との協定により、「脳や脊髄等の特定危険部位が除かれていること」と決められており、国において輸入時の確認が行われています。</p> <p>重金属その他の汚染物質の検査については、都は、輸入品を含め、都内に流通する魚介類及び加工食品について水銀、PCB、有機スズ等の汚染実態調査を実施しています。</p>

	分類	パブリックコメント概要	都の考え方
14	戦略的 プラン 8	戦略的プラン 8「食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進」について、食品関係の公正取引協議会の観点を取り入れた方が表示についての安全性を高めると思う。	御意見として承ります。
15	戦略的 プラン 8	消費者が食品に対する理解を深め、合理的な商品選択ができるように、食品表示に関する法律を所管するようになった消費者庁や他自治体と連携して適正表示を推進することは歓迎する。一層の表示強化を図るため、消費者の声を汲み上げるようにすることを要望する。また正しい知識の普及には限界があるため、よりわかりやすい表示のあり方について検討を進めてほしい。	御意見として承ります。
16	戦略的 プラン 8	食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進について適正表示推進者の育成は、重要な取組みであると考え。育成者講習会およびフォローアップ講習会を通じて、適切な表示を推進する核となる人材の育成することに賛同する。 また、食品表示に関する正しい知識の普及に関して、都民を対象とした表示学習会の開催がスケジュール化されているが、実際の開催に当たっては広く消費者団体からの意見を受け入れて進めることを希望する。	表示学習会等の開催にあたっては、都民の皆様の理解が深まるよう実施いたします。
17	戦略的 プラン 8	戦略的プラン 8 で提案されている 4 つの施策に、偽装表示問題等に対応した取組を補強してほしい。	戦略的プラン 8 の(3)食品表示の科学的検証及び(4)関係機関との連携は、偽装表示を含めた不適正な食品表示に対する監視の強化を図るためのプランです。
18	戦略的 プラン 9	戦略的プラン 9「食に関するリスクコミュニケーションの充実」について、リスクコミュニケーションは、リスク評価・リスク管理と並んで、リスク分析における要素のひとつであり、消費者が参加するという点からは最も重視されるべきプロセスである。前計画の事業の事後評価を通して、効果的なリスクコミュニケーションの姿を抽出していくことが必要である。有識者や一般の都民が参加する検討会を設置して、より有効なリスクコミュニケーションの方法について検討をすすめ、具体的な事業に生かしていくべきである。	都民や学識経験者により構成される東京都食品安全情報評価委員会において、提供する情報の内容や方法を検討し、わかりやすい情報の発信に努めてまいります。 また、「食の安全調査隊」に参加している都民からも意見を聴くなど、発信する情報のわかりやすさについて検証を行う予定です。

	分類	パブリックコメント概要	都の考え方
19	戦略的 プラン 9	関係者のみにではなく、あらゆる機会を捉えて都民とコミュニケーションをとる機会をつくっていくべきで、食に関心のある消費者団体や学生などをもっと活用する機会を作ることが重要である。	御指摘のとおり、リスクコミュニケーションを充実させるため、さまざまな関係者との連携を図ってまいります。
20	戦略的 プラン 9 ほか	戦略的プラン 9 及び基本施策 35、36、38 及び 39 の提案施策の展開にあたっては、位置づけられた事項のみの実施に留めず、わかりやすく、目に届きやすい情報提供を前提に、意見交換会、消費者団体や都民と行政との直接対話、制度等周知のための説明会、出前講座の開催などによって、都民とのコミュニケーションの機会を増やし、都民が積極的な意見表明や都の施策への協力を旺盛に出来るよう進めてほしい。	
21	基本施策	基本施策 40「相談等への適切な対応」には、都民からの苦情や相談等は、危害事例等を探知するための重要な情報ともなりうる、と位置づけています。 それだけに食品安全の入り口ともいえる窓口機能について十分機能しているかどうかのチェックも必要です。通常に対応に問題がなかったかの検証と、仕組みの見直し等で機能充実を図ってください。	都民の皆様から寄せられる情報については、基本施策 40 のとおり適切に調査を行い、必要に応じて、関係機関との連携（基本施策 45～49）を行い、健康危害の拡大防止を図ってまいります。
22	基本施策	基本施策 44 に「食品安全に関わる人材の計画的な育成」とあるが、専門的知識や技能だけでなく、適切な初期対応や感度の高い業務執行等が求められる。資質の向上を図る人材育成にも力を入れてほしい。	基本施策 44 では、専門的知識の普及だけでなく、食中毒など健康危機発生時の行政対応も含めた内容の研修も行っています。
23	その他	計画案全文が入手しづらい。都保健所だけでなく、各市区町村の担当部課に配布してほしい。	食品安全推進計画については、市区町村や保健所など身近な窓口に配布する予定です。
24	その他	広報東京都 1 月号掲載から〆切までの日数が短すぎる。	今後の検討事項として承ります。
25	その他	今回の意見募集期間は約 3 週間で、かつ正月を挟んだ冬季の休業期間も入っている。意見募集は最低でも 1 ヶ月の期間を取り、多くの都民・事業者から十分意見が出せるようにしてください。また、提出された意見やその反映についても広報していく丁寧な対応を求めます。	

	分類	パブリックコメント概要	都の考え方
26	その他	将来必ず来ると思われる食料不足への言及も必要と思われる。	食料安全保障に関する御意見として承ります。
27	その他	<p>食品表示の保存方法の記載について、枠内は未開封の場合を前提とし、枠外にはたいてい、「開封後、冷蔵保存」と記載されている。購入者は枠内に視点がいき、枠外への注意喚起は行き届かないため、開封・開栓後ともに枠内に記してほしい。</p> <p>現在の表示方法は、消費者目線とは思えず、提供者側のリスク回避の意図が強い。一括表示は消費者への「ナビ」との位置づけとしていただくよう検討してほしい。</p>	食品の表示制度に関する御意見として承ります。